

助成金交付における経営努力要件適合性の認定に関する運用指針

平成19年 3月29日制定

平成23年11月 1日改定

平成24年12月20日改定

平成26年 8月 8日改定

第一条 目的

本運用指針は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第13条第1項の協定（以下「協定」という。）第13条第1項又は第14条第1項に基づく、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社又は本州四国連絡高速道路株式会社（以下「高速道路会社」と総称する。）からの助成金交付申請に関し、協定第13条第4項第2号又は第14条第4項第2号の要件の適合性（以下「経営努力要件適合性」という。）の認定基準等を定めることにより、助成金交付の公平性、透明性及び客観性を確保することを目的とする。

第二条 経営努力要件適合性の認定基準

機構は、助成金交付申請をした高速道路会社の主体的かつ積極的な努力による次の各号に掲げる費用の縮減（適正な品質や管理水準を確保したものに限る。）について、経営努力要件適合性の認定を行うものとする。

- ① 次に掲げるいずれかにより、道路の計画、設計又は施工方法を変更したことによる費用の縮減。
 - イ 地権者、関係機関などへの提案及び協議
 - ロ 申請の対象である現場特有の状況に対応するための創意工夫
 - ハ 国内の道路事業において実績のない新たな技術の採用
 - ニ 国内の道路事業において実績のある技術を改良した技術（改良前の技術が最初に採用された工事のしゅん功日から5年を経過した日以前に発注した工事に係るものに限る。）の採用
 - ② 資材又は機材の調達を工夫したことによる費用の縮減。
 - ③ 供用までの期間を短縮したことによる費用の縮減。
- 2 前項第1号ハについては、同号ハに基づき同項の認定を受けた高速道路会社が、当該技術が最初に採用された工事のしゅん功日から5年を経過した日以前に発注した工事に係るものについても、前項の認定を行うことができるものとする。
 - 3 第1項第1号ニについては、同号ニに基づき同項の認定を受けた高速道路会社が、当該改良前の技術が最初に採用された工事のしゅん功日から5年を経過した日以前に発注した工事に係るものについても、第1項の認定を行うことができるものとする。
 - 4 第1項第2号については、同号に基づき認定を受けた高速道路会社及び認定を受けた高速道路会社以外の高速道路会社が、当該工夫が最初に採用された調達の契約日から5年を経過した日以前に発注した調達契約に係るものについても、第1項の認定を行うことができるものとする。
 - 5 高速道路会社の経営努力によるものと認められる部分の額の算定にあたっては、別添によるものとする。

第三条 経営努力要件適合性の認定手続き

機構は、前条の認定を行うにあたっては、あらかじめ「高速道路の新設等に要する費用の縮減に係る助成に関する委員会」の意見を聴取するものとする。

第四条 認定基準の改定

機構は、必要に応じ、「高速道路の新設等に要する費用の縮減に係る助成に関する委員会」の意見を聴いた上で、第二条の認定基準を改定するものとする。

高速道路会社の経営努力によるものと認められる部分の額の算定

費用の縮減額 (N) に対する高速道路会社の経営努力によるものと認められる部分の額 (A) は以下のとおり算定する。

$$A = N \times \alpha \quad (0 < N \leq 3 \text{ 億円})$$

$$= \sqrt{3N} \times \alpha \quad (3 \text{ 億円} < N)$$

※単位は億円とする。

※係数 α については下表のとおりとする。

経営努力適合性の認定基準	係数 α	備 考
①道路の計画、設計又は施工方法を変更		
イ 地権者、関係機関などへの提案及び協議	0.5※	※ α については、協議の難易度や協議成立のための創意工夫を勘案して0.25加減算
ロ 申請の対象である現場特有の状況に対応するための創意工夫	1.0	現場特有の技術的な創意工夫が卓越したものの
ハ 国内の道路事業において実績のない新たな技術の採用	1.0	
ニ 国内の道路事業において実績のある技術を改良した技術の採用	1.0	
②資材又は機材の調達を工夫したことによる費用の縮減	1.0	
③供用までの期間を短縮したことによる費用の縮減	0.5※	※ α については、特別に勘案すべき努力の内容を勘案して0.25加減算

なお、供用までの期間を短縮したことによる費用の縮減額の算定等については、以下のとおりとする。

1. 供用までの期間の短縮に会社の経営努力が認められれば、追加投資の有無にかかわらずインセンティブ助成を行うものとし、係数 (α) の決定に当たり、早期供用のために要した追加投資額を判定の要因とはしない。
2. 協定別紙1に定められている工事の区間において、IC区間毎に供用日が異なった場合の短縮期間は、それぞれのIC区間延長で加重平均し、算出するものとする。

3. 費用の縮減額

$$N = (\text{当初事業費} - \text{実績事業費}) \times \text{短縮期間} \times \text{金利}$$

※事業費には建設中利息を含まない

平成 18 年 9 月 28 日規程第 12 号

高速道路の新設等に要する費用の縮減に係る助成に関する委員会の設置に関する規程

(目的)

第 1 条 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成 16 年法律第 100 号。以下「機構法」という。）第 13 条第 1 項の協定に基づく助成（以下「助成」という。）に関し審議するため、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）に、高速道路の新設等に要する費用の縮減に係る助成に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、理事長の諮問に応じ、次の各号について審議する。

- 一 機構が実施する助成の要件に関する事項。
- 二 高速道路会社が機構に提出した助成金交付申請書の要件適合性に関する事項。
- 三 その他助成に関し必要な事項。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 6 人以内で構成する。

(委員)

第 4 条 委員は、公正中立の立場で客観的に審議を行うことができる学識経験のある者のうちから、理事長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、非常勤とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会の事務を掌理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(開催及び決議)

第 6 条 委員会は、委員長が必要と認めたときに随時開催する。

- 2 委員会は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員は、第 2 条の事務に関しては、自己又は 3 親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(委員会の公開)

第 7 条 委員会の会議は、非公開とする。ただし、会議の議事概要及び配布資料は、委員長が委員会に諮って定めるところにより公開することができる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めるものとする。

(秘密を守る義務)

第9条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務等)

第10条 委員会の庶務は、企画部計画調整課において行う。

(雑則)

第11条 この規定に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成18年9月28日から施行する。

協議案件及び早期供用案件の今までの審議結果

会社貢献度(α)	協議案件 運用指針 第二条①ーイ	早期供用案件 運用指針 第二条③
0.75	8 議題	8 議題
0.5	3 1 議題	1 2 議題
0.25	9 議題	1 議題
不認定	8 議題	0 議題
計	5 6 議題	2 1 議題